

諮問日：令和元年12月27日（令和元年度（情）諮問第31号）

答申日：令和2年11月26日（令和2年度（情）答申第22号）

件名：釧路地方裁判所帯広支部の特定の裁判官の身分等が記載された文書の一部
開示の判断に関する件（開示の実施）

答 申 書

第1 委員会の結論

釧路地方裁判所帯広支部の特定の裁判官の身分・職務・業務・職種（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、釧路地方裁判所長が、別紙記載の各文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）を対象文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、釧路地方裁判所長が令和元年10月18日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

- 1 申出人が求める開示は謄写であり、一般社会通念上、最高裁秘書第4177号のように提供の実施方法（写しの送付）であるように障がい者に対する特段の配慮といえる。釧路地方裁判所長が一方的に行った謄写場所・日時を決めつける行為は、障がい者に対する心理的虐待である。
- 2 釧路地方裁判所長が、るる身勝手な主張をする司法行政文書不開示通知書との整合性がない。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 本件開示申出文書については、釧路地方裁判所帯広支部の特定の裁判官の職

務及び業務が記載された文書並びに同裁判官の身分及び職種が記載された文書と分けて整理し、前者の対象文書として事務分配規程を、後者の対象文書として履歴書をそれぞれ特定した。

履歴書には本籍等が記載されており、これらの情報は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号に定める個人識別情報に相当する。

よって、本件につき一部不開示とした原判断は相当である。

2 苦情申出人は、釧路地方裁判所が開示の実施方法を謄写と指定したこと並びに開示の実施の日時及び場所を指定したことについて、障害者に対する心理的虐待である旨主張しているが、取扱要綱記第10の1は、文書及び図画の開示の実施については、写しの交付を求める者に自らの費用で謄写をさせることを定めており、同裁判所が開示の実施方法を謄写と指定したことは相当である。

また、釧路地方裁判所が開示の実施の日時及び場所を指定したことについても、開示の実施の日時及び場所については、取扱要綱記第10の3並びに平成27年4月6日付け最高裁秘書第671号事務総長通達「裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱の実施の細目について」（以下「実施細目」という。）記第1の7の(3)及び(4)により司法行政文書を開示する旨の通知を発した日から原則として30日以内に釧路地方裁判所が指定する場所で執務時間内に行うこととされていることから、同裁判所の指定は相当である。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|---------------------|
| ① | 令和元年12月27日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受 |
| ③ | 令和2年10月23日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ④ | 同年11月20日 | 審議 |

第6 委員会の判断の理由

- 1 見分の結果によれば、本件対象文書のうち原判断において不開示とされた部分（以下「本件不開示部分」という。）は、別紙記載4の履歴書中、特定の裁判官の本籍等の記載であることが認められる。これらの情報は法5条1号に規定する個人識別情報に相当すると認められ、同号ただし書イからハまでに掲げる情報に相当するような記載があるとは認められない。また、原判断において特定の個人を識別することができる記述である氏名が既に開示されていることから、取扱要綱記第3の定めによる部分開示の余地もない。

したがって、本件不開示部分は、法5条1号に規定する不開示情報に相当すると認められる。

- 2 苦情申出人は、釧路地方裁判所が苦情申出人に対して開示文書の写しを送付せず、開示の実施方法を謄写と指定した上で、その実施の日時及び場所を指定したことは不当である旨主張するが、同主張は原判断の当否に関する苦情には当たらない。

なお、この点について付言するならば、まず、本件開示申出書には、障害を理由とする社会的障壁の除去が必要である旨の意思表示に当たるような記載はなく、「求める開示の実施の方法」について「謄写」に丸印が記載されていることが認められる。かつ、当委員会庶務を通じて確認した結果に照らすならば、原判断に至るまでの過程において、上記意思表示があったことをうかがわせる事情は認められない。また、司法行政文書の開示の実務において、開示文書の枚数が少ない場合には、各庁の裁量による司法行政サービスとして、開示申出人に対して無償で写しの送付を行っていることが認められるものの、本件における開示文書の枚数は合計53枚であることからすれば、上記サービスの対象であるとも考えられない。このことからすれば、原判断に際し、釧路地方裁判所が、取扱要綱及び実施細目の定めに従い、開示の実施方法を謄写と指定して、その実施の日時及び場所を指定したことが不当であったとはいえない。

苦情申出人のその他の主張も、上記1の判断を左右するものはない。

3 以上のとおり，原判断については，本件不開示部分が法5条1号に規定する不開示情報に相当すると認められるから，妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子

別紙

- 1 釧路地方裁判所及び管内簡易裁判所の平成29年度における裁判事務の分配等に関する規程
- 2 釧路地方裁判所及び管内簡易裁判所の平成30年度における裁判事務の分配等に関する規程
- 3 釧路地方裁判所及び管内簡易裁判所の平成31年度における裁判事務の分配等に関する規程
- 4 履歴書